

## 単価契約（郵便による見積合せ）実施要領

### 1 見積合せに付する事項、見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等

発注案件名称：令和6年度広報ひらかた・枚方市議会報・ひらかた健康便利帳配布業務委託  
発注番号：05GAY-4  
入札方式：見積合せ  
契約方式：単価契約  
申請書・見積書等郵送締切日：令和6年1月25日  
見積合せ執行日時/場所：令和6年1月30日 午前11時30分 枚方市役所 本館3階 第5会議室  
履行期間：契約締結日から令和7年3月31日まで  
履行場所：枚方市指定場所

#### 予定価格及び最低制限価格

予定価格 設定あり（事後公表）

最低制限価格 設定なし

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含まない。なお、1円未満の端数がある場合は切捨て。

#### 業務概要

令和6年度広報ひらかた・枚方市議会報・ひらかた健康便利帳配布業務委託  
（詳細は、別紙仕様書参照のこと）

#### 支払条件

各号の業務完了後、出来高払い

#### 設計図書

設計図書（仕様書等）については、枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

#### 参加申請書、見積書等

参加申請書、見積書等の様式は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

（見積書作成に係る注意事項）

- ・見積書の金額（単価・金額・総合計金額）は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
- ・見積書にある各項目の単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額を合計し、総合計金額を算出すること。

#### 質疑メール締切期限

令和6年1月17日 正午まで

質疑はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（※質疑書の様式は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード内）の「質疑回答書」を使用してください。）なお、質疑の受信確認後、受理確認メールを送信しますので、質疑締切日までにメールが届かない場合は、契約課へお問合せください。

質疑メール送付先 keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp

#### 回答日時等

令和6年1月19日 午後1時より 契約課ホームページ（入札・契約情報→質疑回答公表）に掲載。

#### 発注条件

##### 【地域区分】

市内業者、準市内業者、市外業者

##### 【登録業種】

「その他委託」の「配布」

##### 【元請実績】

過去15年以内に、国または地方公共団体において各戸配布の印刷物の配布の元請としての履行実績を有すること。

##### 【配置予定業務責任者】

直接雇用する業務責任者を配置すること。

##### 【その他の条件】

本仕様の内容を充足すること。

#### 共通発注条件

1. 見積書郵送締切日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当しないこと。
2. 見積書郵送締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けていないこと。
3. 見積書郵送締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第8条の規定による措置を受けていないこと。
4. その他、入札参加停止の措置事由に該当し、見積合せに参加させることが適当でないと認められる者でないこと。
5. 今年度又は前年度に履行期間の末日がある本市（枚方市上下水道局、市立ひらかた病院及び枚方寝屋川消防組合を含む。）との契約の履行を粗雑にしたとして、入札参加停止の措置を受けたことがないこと。

と。

### **同一見積合せへの参加制限**

資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係（次に掲げる関係をいう。以下同じ。）にある者同士は、同一の見積合せに参加することができない。

なお、以下の「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付国地契第91号）に定めるものとする。

#### ア 資本関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

- 1) 一方の会社等の役員\*が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員\*が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ 事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員\*と他方の会社等の役員\*が、同居している場合
- 2) 一方の会社等\*と他方の会社等\*の本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等\*と他方の会社等\*の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

（\*には個人事業主を含む。）

### **参加業者及び立会人公表日**

令和6年1月29日 枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）にて公表。

**※公表時に「立会人」と表示された者で立会を希望される方は、見積合せ日時に指定場所へお越しください。**

（代表者が来庁する場合）

- ・代表者印（本市届出印）を持参すること。

（代表者以外の代理人が来庁する場合）

- ・委任状（枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。）及びその代理人の印鑑を持参すること。

なお、参加業者の立会人がいない場合は、当該見積合せ事務に関係のない職員を立会人とする。

### **決定方法**

落札決定に当たっては、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額をもって決定価格とするので、見積合せ参加者は消費税（消費税及び地方消費税）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

各項目の単価（税抜）に予定数量を乗じた金額を合計し、その総合計金額の最も低い者を落札候補者とする。ただし、各項目の単価がそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲を上回った場合は、総合計金額の最も低い者から順番に協議を行い、全項目が予定価格（単価）の制限内となった者を落札候補者とする。

上記決定方法により落札候補者となった者は、本市の指定する日時までに下記の「開札後提出書類」を契約課へ提出すること。

（提出がない場合又は参加条件及び本業務仕様書の内容を満たしていない場合は、落札者と認めない。またこの場合、次順位者を繰り上げて落札候補者とし、同様の審査を行う。）

### **提出書類**

**【開札後提出書類（落札候補者）】（※データ提出可（keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp））**

1. 発注条件である元請実績を証する書類（契約書の写し（電子契約書の場合は、有効な電子署名がされている事が確認出来るもの）、設計書、仕様書等業務内容を示すもの。）
2. 配置予定業務責任者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し（「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」及び「QRコード」にマスキングを施すこと。）、住民税特別徴収税額決定（変更）通知書の写し、雇用保険被保険者証又は離職年月日無記入の雇用保険被保険者資格喪失届様式の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（「被保険者整理番号」及び「基礎年金番号」にマスキングを施すこと。）のいずれか。）
3. その他、本市が指定する書類（指定する書類がある場合は落札候補者決定連絡時に通知）

### **その他**

落札決定後、決定業者へ契約手続等についての案内を、本市登録アドレスへメール送付する。

## **2 見積合せ及び見積合せ参加資格の審査**

- (1) 見積合せ参加者は、郵便により見積りを行うこと。指定された郵送方法によらない見積りは受け付けない。
- (2) 見積書には、金額（各見積り単価（税抜））、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、

届け出た使用印鑑を鮮明に押印すること。

- (3) 見積書は、見積書在中封筒（様式4の②宛名ラベルに必要事項を記入の上、封筒に貼り付けること）に入れること。見積書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
- (4) 封筒の郵送について
  - ア 参加申請書その他本市が指定する見積合せ参加に必要な書類は、見積合せ参加申請書類在中封筒（様式4の①宛名ラベルに必要事項を記入の上、封筒に貼り付けること）に入れること。参加申請書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
  - イ ①見積合せ参加申請書類在中封筒と②見積書在中封筒の宛名ラベル（様式4）には、発注番号、件名、会社の住所、商号又は名称を記入すること。
  - ウ ①見積合せ参加申請書類在中封筒及び②見積書在中封筒をそれぞれ別々に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、郵送期限までに枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、見積合せが終わるまで差出控えを保管すること。
- (5) その他
  - ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された資料は、返却しない。
  - ウ 見積合せ参加資格の審査は、申請書・見積書等郵送締切後に行うものとする。ただし、見積合せ参加資格の審査により見積りを認められた者であっても、落札者決定に必要な審査の結果、落札者としての要件を満たしていない又は満たしていることを確認できない場合は落札者とししない。
  - エ 見積合せは、複数の職員が行うものとする。

### 3 契約の締結

- (1) 契約書は、本市所定のものを使用する。
- (2) 契約の締結は、落札者の承諾を得たときは、情報通信の技術を利用する方法（電子契約）により行う。

### 4 契約を締結しない場合

申請書・見積書等郵送締切日から契約締結日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 無効な見積りであったことが明らかになった場合
- (2) 申請書・見積書等郵送締切日の日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合
- (3) 申請書・見積書等郵送締切日の日の後に見積合せ参加排除条件に該当することとなった場合

### 5 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積合せ参加資格の要件を満たさない者若しくは見積合せの参加を排除された者が行った見積り又は本市の確認を受けていない代理人が行った見積り
- (2) 見積書在中封筒及び見積合せ参加申請書類在中封筒が「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の局留め郵便以外の方法で契約課へ届けられた見積り
- (3) 見積書在中封筒及び見積合せ参加申請書類在中封筒が郵送締切日までに枚方郵便局に必着していなかった見積り
- (4) 見積者の記名及び押印（届出のある使用印鑑）のない入札
- (5) 同一の見積合せにおいて見積者又はその代理人が2以上の見積を行ったその全部の見積り
- (6) 同一の見積合せにおいて見積者又はその代理人がそれぞれ見積を行ったその双方の見積り
- (7) 資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者同士がそれぞれ見積を行ったその双方の見積り
- (8) 見積金額又は見積者の氏名その他主要部分が識別し難い見積り
- (9) 金額を訂正した見積り
- (10) 一通の封筒に複数の見積書が入っていた見積り
- (11) 見積合せ参加申請書類在中封筒に見積合せ参加申請書その他必要書類が同封されていなかった見積り
- (12) 見積書在中封筒及び見積合せ参加申請書類在中封筒において、申請者又は発注業務が特定できなかった見積り
- (13) 発注番号と件名が不一致の見積り
- (14) その他申請者又は発注業務を特定できなかった見積り

- (15) 市長が定める期限までに、見積合せ参加申請書若しくは必要な見積書の提出がない見積り又は提出された見積合せ参加申請書に不備若しくは虚偽の記載があるもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、見積合せに関する条件に違反した見積り
- ※ 不正な見積りが行われるおそれがあると認めるときは、無効の見積書についても開札するものとする。

## 6 見積合せの中止等

次のいずれかに該当するときは、見積合せを中止し、又は見積合せを延期することがある。

- (1) 不正な見積りが行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。
- (3) 見積り者又は見積合せの参加資格の審査により当該見積合せの参加を認められたものが2人に満たないとき。ただし、公表を再度行って実施する場合及び市外業者までを対象として実施した見積合せについては、この限りではない。

## 7 見積合せ参加者名の公表

見積合せ参加者名の公表は、指定日に行う。また、同時に立会人の指名表示も行う。

※ 公表前に、見積合せ参加者名・参加者数等を探る行為は、本市の入札参加（指名）停止措置になるのみでなく、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項「公契約関係競売等妨害」に当たることがありうる。

当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然とした態度で対応するので了知されたい。

## 8 談合その他不正行為の対応

本見積合せについて、談合等その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

## 9 再委託等の禁止

次のいずれかに該当する者を本業務において受任者又は下請負人とすることを禁止する。

- (1) 入札参加停止の措置を受けている有資格者
- (2) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に規定する次のいずれかに該当する者
  - ① 入札等除外者
  - ② 所轄の警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る者
  - ③ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者

## 10 問合せ先

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市総務部契約課（枚方市役所本館3階）  
電話（072）841-1345